

学習塾に通う子どもの 安全確保ガイドライン

平成18年3月

学習塾に通う子どもの安全対策
推進委員会

目 次

はじめに	1
. 通塾時における安全の確保	
1 . 通塾方法等の把握と安全性の確認	2
2 . 不審者情報の収集・提供	2
3 . 保護者または学習塾教職員による送迎の実施	2
4 . 防犯機器の活用	2
【具体的運用例】	
1 . 通塾方法等の把握と安全性の確認	2
2 . 不審者情報の収集・提供	4
3 . 保護者または学習塾教職員による送迎の実施	5
4 . 防犯機器の活用	6
. 学習塾教職員の資質の向上	
1 . 学習塾教職員の採用方法の適正化	7
2 . 学習塾教職員の教育・研修	7
3 . 子ども及び保護者に対する行動基準	7
【具体的運用例】	
1 . 学習塾教職員の採用方法の適正化	7
2 . 学習塾教職員の教育・研修	9
3 . 子ども及び保護者に対する行動基準	11
. 安全を重視した学習環境の整備	
1 . 学習塾教職員の業務及び行動の監督・確認	1 4
2 . 学習塾内の施設・設備の安全確保	1 4
3 . 緊急時における組織・連絡体制等	1 4
4 . 不審者侵入時等の対応	1 4
【具体的運用例】	
1 . 学習塾教職員の業務及び行動の監督・確認	14
2 . 学習塾内の施設・設備の安全確保	16
3 . 緊急時における組織・連絡体制等	17
4 . 不審者侵入時等の対応	18
(参考)各都道府県教育委員会連絡窓口、委員名簿、審議の経過	21

はじめに

京都府宇治市の学習塾において、平成17年12月10日、女子児童がアルバイト講師に殺害されるという痛ましい事件が起きました。社団法人全国学習塾協会では、事件後直ちに緊急役員対策会議を開催し、学習塾関係者に対し、学習塾教職員の管理及び倫理教育に関する方針について周知徹底したところです。

さらに、経済産業省の指導を受け、こうした事件の再発を防止するため、社団法人全国学習塾協会では、協会内に「学習塾に通う子どもの安全対策推進委員会」を設置し、特に学習塾に通う子どもの安全を確保するため、「学習塾に通う子どもの安全確保ガイドライン」を定めました。

また、同ガイドラインの策定に当たっては、二階経済産業大臣のご提案により、関係省庁の知見を踏まえる場として、内閣府、警察庁、文部科学省及び経済産業省の局長級の対策会議を設置し、各省庁の知見をご提供いただくなど、多大なご協力をいただきました。

本ガイドラインの目的は、通塾時における安全の確保、学習塾教職員の資質の向上、学習塾における安全を重視した学習環境の整備の3点について、学習塾事業者等に対して、その事業理念や事業規模あるいはその事業形態にかかわらず、事業者が遵守すべき共通の基本的方針を提示することにより、学習塾業の健全な振興、発展を共に目指すことにあります。

なお、本ガイドライン中に具体的運用例として記述した部分は、理解を助けるための手引きとして、主な例となるものを取り上げたもので、すべての例を網羅しているわけではないことを付記しておきます。

各学習塾事業者等におかれては、本ガイドラインを、自己の利益のみを優先することなく、学習塾を利用する子どもの安全を確保するための指針として活用していただきたく願う次第です。

また、子どもを対象とした業に携わる事業者及び事業者団体におかれても、子どもの安全対策を構築する際の一助とされれば幸いです。

平成18年3月

学習塾に通う子どもの安全対策推進委員会
委員長 伊藤 政倫

1．通塾方法等の把握と安全性の確認

- (1) 学習塾の法人代表者、部門または事業所(校・教室)責任者及び管理者(以下「代表者」という)は、子どもの通塾方法・経路を把握するために、子どもに通塾方法・経路を届け出させるように努め、特定の情報として厳重に管理する。
- (2) 代表者は、届け出た子どもの通塾方法・経路に関して、安全性に問題等はないかリスクを分析するなど、可能な範囲でリスクを回避するための方策を講じ、子ども及び保護者に報告する。

2．不審者情報の収集・提供

代表者は、通塾圏における不審者情報を積極的に収集するとともに、当該情報を学習塾の業務に従事する役員・正社員・契約社員・パートタイマー・アルバイト等、代表者以外の全ての教職員(以下「学習塾教職員」という)に周知し、かつ子ども及び保護者に報告する。特に、犯罪の前兆事案と思われる不審者情報については、迅速に警察への通報・届出を行う。

3．保護者または学習塾教職員による送迎の実施

- (1) 代表者は、子どもが通塾時に一人にならないよう、可能な限り保護者の付き添いのもとに通塾することを周知する。
- (2) 通塾時間帯が一定の場合には、代表者の責任の下、学習塾教職員による迎え・見送りの実施に努める。
- (3) 代表者は、子どもの登塾、退塾(入室、退室)の正確な時刻を保護者に告知するために、可能な範囲で設備・システムの構築に努める。

4．防犯機器の活用

子ども一人ひとりに、防犯ブザー等の防犯機器を貸与、配布、または携行させることを、代表者の責任として推進する。

【具体的運用例】

1．通塾方法等の把握と安全性の確認

- (1) 子どもの通塾方法・経路の把握

子どもの通塾方法については、その手段・経路等を届けさせるように努める。

(2) 安全な通塾方法・経路の設定と点検の実施

通塾方法・経路に関するリスクを分析の上、リスクを回避するための方策を講じ、その周知を図る主な手順として次のようなものがある。

ア 確認した通塾方法・経路に関してリスクを分析し、学習塾教職員が昼間と夜間とに分けて次の点について留意しつつ通塾圏内を点検し、リスク回避及び防犯・交通安全の観点から、推奨できる通塾方法・経路を設定する。

・危険・要注意箇所

危険・要注意箇所とは、犯罪が起こりやすい場所であり、その特徴としてだれもが「入りやすい場所」と周りから「見えにくい場所」などが挙げられ、例として次のような場所がある。

ガードレールがない歩道、不特定の人が容易に入りやすい公園・空き地・デパート、人通りが少ない道路、高い塀や樹木が生い茂るなど周りから見えにくい道路、藪・駐車場・倉庫・空き家など人が身を隠しやすい場所

・避難箇所

交番・「子ども110番の家」・コンビニエンスストア(子どもの駆け込みへの対応、緊急通報の支援等を目的に、セーフティステーション 活動を行う店舗) 等

イ 通塾方法・経路及び経路周辺の状況は変化することから、定期的または随時に方法・経路の調査・確認とリスクに関する点検を実施する。

ウ 点検等により、障害物の放置、落書き、電灯切れなど防犯上好ましくない状況が発見された場合は、管理者等に連絡をするとともに、必要に応じ、警察、学校、自治会など関係機関とも連携し、通塾経路の環境を整備する。

エ 把握した情報は子どもへ周知するとともに保護者会等で説明して、共通認識を得る。さらに、子ども及び保護者に対して「通塾経路安全マップ」の作成などを通して周知する。

通塾時の安全を確保するための周知徹底

ア 域内の警察署や交番等とは、情報交換等を行うなど、常日頃から連携を図るように努める。

イ 次の点について、子ども及び保護者に対して周知徹底を図る。

- ・ 徒歩の場合

通塾経路に関して、危険・要注意箇所、避難箇所等について保護者や警察、学校、自治会などの関係者との間で情報交換した上で確認し、共通認識として子ども及び保護者へ周知する。

- ・ 自転車の場合：上記の徒歩の場合に加え

一時停止や夜間のライト点灯など交通ルール の遵守を周知徹底するとともに自転車の整備・点検を定期的に行うよう指導・確認する。

- ・ 公共交通機関利用の場合

公衆道徳の遵守と交通機関の安全な利用を周知徹底する。

ウ 通塾時において、声かけ事案、変質者その他不審者の出没等に遭遇した場合には、次の点に留意して行動するよう子どもに指導する。

- ・ 知らない人に声をかけられても（道をたずねられても）車に乗ったり、ついていったりしない。
- ・ 不審者に出会ったら、すぐに近くの人家（子ども110番の家）にかけ込み、大人に知らせたり、大声で助けを求めたりする。
- ・ 防犯ブザーを持っている人は、活用する。
- ・ 自動車の色、車種、ナンバー（一桁でもよい）などを覚えておく。
- ・ 不審者の人相、服装、背丈、髪の毛や色、その他特長を覚えておく。
- ・ ただちに110番通報する。
- ・ 危険な目にあったら、必ず「こんなことがあった」等と保護者や学習塾教職員に話す。

2. 不審者情報の収集・提供

(1) 不審者情報の収集

代表者は、日頃から不審者の出没に関する情報等について、子ども及び保護者から、

また、警察、学校などの関係機関と連携し、情報を迅速かつ確実に収集・提供するための取組を進める。

ア 子ども及び保護者から収集した情報は、どこにいれるのか、どのような手段(電話、携帯電話、ファックス、メール等)で情報を誰が流すのか等のルールについて、関係者間で共通理解を図る。

イ 通塾圏における警察や学校、自治体を通じて公表された不審者情報を可能な限り収集し、学習塾教職員、子ども及び保護者に報告する。

ウ 情報の収集・共有化を進める場合には、迅速かつ正確性が重要である一方、関係者のプライバシーには十分配慮すること。

3. 保護者または学習塾教職員による送迎の実施

(1) 安全な通塾方法

子どもが通塾時に一人にならないよう、代表者は次の事項を実施するよう努める。

子どもが通塾時に一人にならないよう、可能な限り保護者の付き添いのもとに通塾することを奨励する。

保護者の付き添いが難しい場合は、複数の子どもで集団通塾するように指導する。

(2) 子どもの通塾を見守る体制の整備

代表者は、通塾時における子どもたちの安全確保のために、学習塾教職員に可能な限り次の事項を実施するよう周知徹底することが望ましい。

授業終了時間を斉一にし、集団で帰宅できるように配慮する。

子どもの学年等に応じ、授業終了時間は、可能な限り安全に配慮したものとする。

子どもの登塾、退塾時においては、出入口で安全確認を行う。

可能な限り学習塾教職員等が危険・要注意箇所に立哨し、「あいさつ」や「声がけ」をしな

がら子どもの通塾を見守る。

地域住民や防犯ボランティアとも協力し、子どもの通塾の見守りや通塾経路のパトロールを実施する。

立哨、パトロール等を行う学習塾教職員に腕章や共通ユニフォーム、ステッカーなどを配布し、目立つ形で子どもを見守る体制を構築する。

子どもが教室移動等により学習塾施設の外に出る場合においても、子どもの安全確保に配慮する。

以上の事柄を円滑かつ確実にを行うために、代表者は自ら進んで関係機関、地域との交流・連携を図り、相互信頼を得ることに努める。

4. 防犯機器の活用

子どもに対し、防犯機器の携行を推進するとともに、使用方法について丁寧に指導する。

子どもを犯罪から守る防犯機器の例として次のようなものが挙げられる。

ア 防犯ブザー

イ 位置情報端末(GPS等により子どもの居場所がわかる機器)・携帯電話

ウ ホイッスル

エ 携帯ライト

地域によっては、すでに自治体や学校から防犯ブザーの配布(貸与)を受けた子どもも少なくないので、通塾時においても携行するように指導する。また、防犯ブザーは、すぐに活用できるような携帯の方法、万一の場合の使用方法や誤作動の注意等についても十分指導しておくことが重要である。

1．学習塾教職員の採用方法の適正化

- (1) 代表者は、学習塾教職員の採用時において、本ガイドラインを交付して、これを理解・実践できるかを確認し、誓約書を提出させる。また、雇用の形態・契約内容に関わらず、代表者自らが応募者本人の履歴及び現状確認を行うとともに、面接等を慎重に実施するとともに、その方法についても工夫し、応募者の人格的本質を発見するよう努める。
- (2) 代表者は、学習塾教職員の採用について、子どもの権利の遵守を必要不可欠な採用基準とする。
- (3) 代表者は、学習塾教職員を採用するに当たり、雇用開始から一定期間は試用期間とする。

2．学習塾教職員の教育・研修

- (1) 代表者は、本ガイドラインを遵守するために、安全教育責任者を設置し、学習塾教職員の教育・研修を行う。
- (2) 代表者は、雇用の形態・契約内容に関わらず、学習塾教職員に対して、本ガイドライン及び学習塾関係法令の教育・研修を実施する。この教育・研修は、一定期間ごと、及び本ガイドライン、学習塾関係法令の改正時に行うものとする。特に、新規採用の学習塾職員に対しては、必ず教育・研修を行う。
- (3) 代表者は、教育・研修から一定期間をおいた後に、当該教育・研修に係る書面による本ガイドライン、学習塾関係法令の確認試験を実施する。

3．子ども及び保護者に対する行動基準

- (1) 学習塾教職員は、子ども及び保護者との関係において、倫理的な行動に努めなければならない。
- (2) 学習塾教職員は、子ども及び保護者の利益を最優先しなければならない。
- (3) 学習塾教職員は、子ども及び保護者の意思・決定を尊重しなければならない。
- (4) 学習塾教職員は、子ども及び保護者等の人権を尊重しなければならない。

【具体的運用例】

1．学習塾教職員の採用方法の適正化

(1) 学習塾教職員の採用方法について

代表者は、学習塾教職員を雇用する場合の採用方法として、以下の各事項を重視することが望ましい。

本ガイドラインのうち学習塾教職員に関する内容を採用以前に書面等で交付し、理解させた上で誓約書を提出させる。

履歴書等の提出書類に、不備・不明・不整合な点がないか確認し、また、記載内容を可能な範囲で検証する。

人格的本質を発見するための適性テストを導入する。

採用に当たっては、必ず面接を行い、面接機会の複数化や面接時間の十分な確保を図るとともに、特定の課題に対する意見発表、集団討論の実施等、工夫改善に努める。

面接においては、人格的、精神的問題がないかどうかを意識的にチェックする。

人間性及び子どもに対する接し方、子どもの感性の受け止め方などをチェックするための模擬授業を実施する。

代表者は、学習塾教職員の雇用に至るまでの全ての履歴を報告書にまとめ、保管する。

(2) 必要不可欠な採用基準について

「児童の権利に関する条約」において規定されている以下の子どもの権利を遵守することを必要不可欠な採用基準とする。

生きる権利及び育つ権利（児童の権利に関する条約 第6条）

表現の自由（同 第13条）

プライバシー・名誉の保護を受ける権利（同 第16条）

身体的・精神的虐待から保護される権利（同 第19条）

教育を受ける権利（同 第28条）

性的搾取及び性的虐待から保護される権利（同 第34条）

(3) 試用期間中の再確認について

代表者は、試用期間中において、新規採用者が本ガイドラインのうち学習塾教職員に関する内容を理解し、実行しているかどうかを再確認する。

2. 学習塾教職員の教育・研修

(1) 安全教育責任者の設置について

代表者は社内に安全教育責任者を置く。

代表者は、安全教育責任者を学習塾の内部から指名し、本ガイドラインの遵守及びそれに係る教育・研修の実施に関する責任及び権限を他の責任に関わりなく与え、安全教育責任者として業務を行わせる。

代表者本人が安全教育責任者である場合は、本ガイドライン等の内容を理解し実践することによって、安全教育責任者としての業務を行うことが望ましい。

(2) 学習塾教職員の教育・研修の実施

安全教育責任者による学習塾教職員の教育・研修において留意すべき点としては、次の事項が挙げられる。

ア 安全教育責任者は、全ての学習塾教職員に対し、教務・業務研修とは別に、本ガイドラインに沿った子どもの安全に関する教育・研修を定期的に行う。

イ 学習塾教職員の教育・研修においては、子どもの安全に関するトラブル・事故・事件の事例を紹介し、学習塾教職員に当該学習塾における対応策を立案させ、レポートを提出させる。

ウ 安全教育責任者は、受講者が提出したレポートを取りまとめ代表者に報告する。

エ 代表者は、安全教育責任者から提出されたレポートを保管・管理する。

オ なお、欠席者には同様の教育・研修を実施する。

その他、子どもの安全に関する教育・研修として成果が期待できる取り組みとしては、次のようなものが挙げられる。

- ア 代表者及び学習塾教職員の倫理及び行動に関する研修、講演会
- イ 代表者及び学習塾教職員に対する防犯訓練・研修
- ウ 代表者及び学習塾教職員に対する防災訓練・研修
- エ 子ども及び学習塾教職員の心のケアに関する研修・講演会
- オ 代表者に対する子ども及び学習塾教職員の状況把握等について察知能力を高める研修

(3)教育・研修内容理解度の確認について

確認試験

安全教育責任者は、本ガイドライン等に関する教育・研修内容が理解され実行・運用されているかを、定期的に確認する。

確認に関しては、書面による試験を実施する。

試験実施時期は、教育・研修実施後一ヶ月以内が望ましい。

試験内容は、教育・研修内容全てについて確認できるよう、記述式が望ましい。選択式は、可能な範囲で避ける。

試験の程度は、全ての教育・研修内容に関して、最低限記憶していなければならない事項を漏らさないよう配慮する。

追試験・再試験

試験内容の特定範囲または主題において理解が不足していると判断される場合には、当該受験者に対して当該範囲のみの追試験を実施する。

試験内容全般に関して、理解が著しく劣ると判断される場合には、当該受験者に対して全ての範囲に関する再試験を実施する。なお、試験当日の欠席者に対しても、再試験を実施する。

追試験・再試験に関する実施時期は、本試験より二週間以内が望ましい。

試験結果報告

安全教育責任者は、一つの研修に係る全ての試験が終わった時点で、試験結果及び全体の講評を代表者に報告する。

代表者は、安全教育責任者から提出された試験結果報告書を保管・管理する。

再教育・再研修

追試験・再試験の結果においても、理解度が著しく劣ると判断される場合には、再教育・再研修をさせることが望ましい。

3. 子ども及び保護者に対する行動基準

学習塾教職員は、子ども及び保護者に対する行動基準として、以下の事項を遵守する。

(1) 子ども及び保護者との関係

学習塾教職員は、子ども及び保護者に対し、子どもが受ける授業内容等について、事前に明示し、説明しなければならない。また、子ども及び保護者が、その内容を十分に理解し、納得していることを確認しなければならない。

学習塾教職員は、子ども及び保護者と倫理に反する私的な関係になってはならない。

学習塾教職員は、いかなる理由があっても子ども及び保護者との性的接触・行為をしてはならない。

学習塾教職員は、自己の個人的・宗教的・政治的理由のため、または個人的利益のために、教授関係を利用してはならない。

学習塾教職員は、過去または現在の子ども及び保護者に関して知り得た事実に対して、守秘義務を持つ。

(2) 子ども及び保護者の利益の最優先

学習塾教職員は、教授関係において、子ども及び保護者の利益を最優先する。

学習塾教職員は、教授関係において、正規の報酬以外に物品・金銭を受け取ってはならない。

学習塾教職員は、子どもの感性をそのまま受け入れ、子ども及び保護者を一方的に非難し、審判することがあってはならない。

学習塾教職員は、自らを完全な人間と思いつくことなく、感性を子どもと共有するために、自らを積極的に研鑽する。

学習塾教職員は、子どもに対して、偏った「知識・技能」を押しつけている可能性はないかと自問自答し、子どもの知性と感性を伸ばすことに積極的に取り組まなければならない。

(3) 子ども及び保護者の意思・決定の尊重

学習塾教職員は、子どもが自らの目標を定めることを支援しなければならないが、決定に際しては子ども及び保護者の意思を尊重する。

学習塾教職員は、子ども及び保護者が選択の幅を広げるために、十分な情報を提供しなければならない。

学習塾教職員は、自己の価値観を押しつけてはならない。

(4) 子ども及び保護者等の人権の尊重

学習塾教職員は、子ども及び保護者のプライバシーを守らなければならない。

学習塾教職員は、業務遂行にあたり、必要以上の情報収集をしてはならない。

学習塾教職員は、業務外の日常生活及び退職後も個人情報の秘密を保持しなければならない。

学習塾教職員は、子ども、保護者及び他の学習塾教職員に対し、性的差別やセクシャル・ハラスメント、虐待を行ってはならない。

学習塾教職員は、子ども、保護者及び他の学習塾教職員に対し、肉体的・精神的苦痛

を与えてはならない。

学習塾教職員は、性的差別・虐待、セクシャル・ハラスメント、肉体的・精神的苦痛を与えていないか、自己管理するとともに、他の学習塾教職員の行動・言動にも注意をし、未然に防がなければならない。

学習塾教職員は、性的差別・虐待、セクシャル・ハラスメント、肉体的・精神的苦痛に関する正しい知識を得るよう学ばなければならない。

学習塾教職員は、子ども及び保護者の権利について十分に認識し、敏感かつ積極的に対応しなければならない。

学習塾教職員は、子ども及び保護者の権利侵害を防止する環境を整え、そのシステムの構築に努めなければならない。

1．学習塾教職員の業務及び行動の監督・確認

- (1) 代表者は、業務監督責任者を置き、全ての学習塾教職員の本ガイドラインの遵守並びに業務及び教室における行動を点検・監督する。
- (2) 業務監督責任者は、業務日報、映像、教室巡回等の方法により、学習塾教職員を監督する。
- (3) 業務監督責任者は、子ども及び保護者から任意で代表者及び全学習塾教職員の業務と行動に関して、定期的にアンケートを取り、集計・分析し、本ガイドライン遵守の重要な要素として活用する。

2．学習塾内の施設・設備の安全確保

代表者は、学習塾の施設・設備の安全確保のために次に掲げる所要の措置を講じる。

- (1) 門や玄関等の施錠
- (2) 受付場所等の設定
- (3) 教室内等の安全対策
- (4) 学習塾の施設・設備の安全点検
- (5) 通報装置・防犯器具等の活用
- (6) 不審者の隔離場所の設置

3．緊急時における組織・連絡体制等

- (1) 代表者は、緊急時において、迅速かつ的確な対応を図るため、組織連絡体制を整備し、学習塾教職員に周知徹底する。
- (2) 代表者は、防犯訓練等を、学習塾教職員、子ども及び保護者に対して行うように努める。

4．不審者侵入時等の対応

代表者は、子どもの安全管理のために、外部からの危機を防止する危機管理マニュアル等を作成し、学習塾教職員に周知徹底するとともに、必要な設備・機器等を用意し、必要に応じて人員を確保する。

【具体的運用例】

1．学習塾教職員の業務及び行動の監督・確認

(1) 業務監督責任者の設置について

代表者は、社内に業務監督責任者を置く。また、代表者は、必要に応じて業務監督責任者を補佐する者を置く。

業務監督責任者は、本ガイドラインの遵守についてチェックを行い、内部牽制機能を果たす。

代表者は、業務監督責任者を学習塾の内部から指名し、本ガイドラインの遵守及びそれに係る業務監督の実施に関する責任及び権限を他の責任に関わりなく与え、業務監督責任者として業務を行わせるものとする。

代表者本人が業務監督責任者である場合は、本ガイドラインの内容を理解し実践することによって、業務監督責任者としての業務を行うものとする。

(2) 業務監督責任者による学習塾教職員の業務及び行動の監督・確認について

業務監督責任者は、次の方法により学習塾教職員の業務及び行動を監督する。

タイムカード等により、出勤状況を確認し、定められた勤務時間外に学習塾施設内にいる場合は、特に監督・指導する。

年間カリキュラム、授業予定表等に基づき適正な人員を配置し、確認する。

業務日報の提出、映像、教室巡回等の方法により、学習塾教職員の行動・業務内容を確認する。

学習塾教職員の行動・業務内容を第三者が確認できるよう業務日報、映像等は整理し、適正に保管する。

(3) 学習塾教職員の業務及び行動に関する子ども及び保護者からの情報の収集

学習塾教職員の業務及び行動をチェックする方法としては、以下の事項が挙げられる。

子ども及び保護者から、任意で定期的に代表者及び学習塾教職員の業務と行動に関するアンケートを取り、集計・分析し、本ガイドライン遵守の重要な要素として活用する。

お客様相談窓口を設置して、主として電話やメール等により保護者からの意見・要望・苦情を受け付け、一元的に管理し、対応及び分析、チェックする体制を構築する。

2. 学習塾内の施設・設備の安全確保

不審者等の侵入を未然に防止し、また、学習塾内の施設・設備の安全を確保するために、次の事項の周知徹底を図る。

(1) 門や玄関等の施錠

子どもが学習塾に出入りする時間帯は、施設の出入り口において学習塾教職員による出入者のチェックを行う。

施設の出入口、窓等の開口部について、子どもが出入りする時間帯を除いては施錠するなど、施設への入退室に関して適切に管理する。

施設への出入口を最小限に限定するとともに、インターホン、監視カメラ等の防犯機器を活用し、侵入防止に努める。

(2) 受付場所等の設定

受付場所等については、施設の出入口からの経路に制限を加え、来訪者が受付手続きを済ませないと施設内部へ入れないようにする。

受付場所以外の施設内部へ侵入経路は可能な限り施錠し、併せて「立入禁止」の旨を明示する。

受付では、来訪者に対して、正当な用件による来訪かどうか確認の上、受付名簿に記入をしてもらい、入室証の着用を要請することが望ましい。

(3) 教室内等の安全対策

教室内は、低い仕切りやガラス窓を多用すること等により、監督・モニター上の死角をなくすよう努める。個人指導の場合には、特に配慮する。

センサー や防犯カメラ等の監視システムも活用するよう努める。なお、当該監視システムについては、代表者以外の者が操作することができないようにする。

全ての教室に防犯ベルまたはそれに準ずるものを設置するよう努めるものとし、それらの配置場所と使用方法を子ども及び学習塾教職員に周知する。

全ての教室は内側からは施錠できないようにする。

教室内や施設内に死角となる場所がある場合には、可能な限り学習塾教職員の視界が及ぶよう改善する。

(4) 学習塾の施設・設備の安全点検

門、塀、柵、扉、窓等の破損状況や防犯監視システム等の作動状況、避難経路について定期的または必要に応じて臨時に点検し、不具合が生じている場合は迅速に改善措置をとる。

(5) 通報装置・防犯器具等の活用

不審者侵入時に備え、インターホン や電話、防犯ベル、防犯器具等について、使用方法を確認し、定期的に使用訓練を実施する。

(6) 不審者の隔離場所の設置

施設内において、外部からの不審者を隔離する場所をあらかじめ決めておく。

3. 緊急時における組織・連絡体制等

(1) 組織・連絡体制について

施設の代表者は、不審者侵入時や事故・災害時における学習塾教職員間の役割分担を明らかにしておく。

代表者等が不在であっても、全体としての活動に支障をきたさないように、学習塾教職員間の役割分担についてあらかじめ周知する。

緊急時の対応の重要事項、役割分担、学校・警察・消防などの連絡先等を一覧にして掲

示する。

保護者との連絡体制として緊急時の連絡先リストを作成し、特定の情報として厳重に保管する。

緊急時の対応マニュアルとして、外部からの危機を防止する危機管理マニュアルの他に、次のようなマニュアルを作成することが望ましい。

ア 火災・地震等対応マニュアル

イ 救命救急に関するマニュアル

(2)防犯訓練等について

代表者は、危機管理マニュアル等に基づいた防犯訓練等を実施する。

代表者は、警察・消防等の専門家を招く、または専門書等の活用により、子ども及び学習塾教職員に大声を出す、逃げるなど、とっさの行動の仕方について理解させ、さらには参加・体験・実践型の訓練を行うことに努める。

子ども及び保護者は、可能な限り学習塾が実施する防犯訓練等に参加する。

4.不審者侵入時等の対応

代表者は、必ず危機管理マニュアルを作成する。

危機管理マニュアル作成上、留意すべき点として次の事項が挙げられる。

ア 声かけ

・学習塾教職員は、施設内において、知らない人物を認めた場合、声かけ(あいさつ・要件を聞く等)を行う。

・「いらっしゃいませ」「こんにちは」などと声をかけながら、来訪の正当な理由の有無について確認する。

・特に受付を済ませていないと判断された場合は、必ず受付へ案内する。

イ 退去要請

来訪の正当な理由のない場合、または不審者の可能性の高い場合は、一定以上の距離を保って丁寧に應對しながら、施設の外へ退去を求める。この際、可能な限り複数の学習塾教職員で対応し、場合により代表者に連絡をとる。

ウ 隔離・通報

・来訪者が、退去要請を拒否したり、再侵入する場合は不審者として、110番通報するとともに、子どもから隔離する。

・不審者が興奮しないように、丁寧に落ち着いて対応し、あらかじめ定めた隔離場所へ誘導する。誘導時に他の学習塾教職員も同行するよう努める。

・誘導時には、スキを見せずに不審者の前を歩かないようにする。

・隔離場所での対応は次の点に注意する。

- 1) 不審者を先に奥へ案内し、対応者は身を守るために入り口付近に位置し、扉は開放する。
- 2) 複数の学習塾教職員で対応するよう努める。
- 3) 興奮している場合は、飲み物などを出し、精神的に落ち着かせる。
- 4) 他の学習塾教職員の支援や警察への通報が必要なときのサインを決めておく。
- 5) 不審者を隔離できず、凶器を持ち危険な状況にある場合は、大声、ホイッスル、防犯ベル等で応援を求めるとともに、近くにある机やイス、モップなどで防御しつつ不審者の移動を阻止するよう努める。

エ 子どもの安全優先

・子どもが近くにいた場合には、不審者と子どもの間に入り、状況により子どもに逃げるよう指示する等、子どもの生命と安全確保を最優先に行動する。

・異常を察知した他の学習塾教職員は子どもを避難誘導するよう行動する。

・学習塾教職員が1名の場合は、子どもに逃げるよう指示すると同時に、他の学習塾教職員または近隣住民に知らせるよう指示する。

オ 負傷者確認・応急手当

- ・負傷者を確認した場合、直ちに119番通報を行う。
- ・応急措置を施し、救急車で搬送する場合は、学習塾教職員を必ず乗車させる。
- ・けがをした子どもの保護者に、「病院名」「けがの状況」等を連絡する。また、状況に応じ、子どもの在籍する学校にも連絡をする。

カ 事後対応

緊急対策本部を設置して、次の対応及び措置をとる。

- ・情報の収集、事件の概要の把握・整理
- ・保護者への連絡・説明
- ・関係当局への報告
- ・記録の整理
- ・カウンセラー等による心のケア

本ガイドラインの問い合わせ先

経済産業省商務情報政策局サービス産業課

TEL : 03 - 3501 - 1790 (直通)

<http://www.meti.go.jp/>

社団法人全国学習塾協会

TEL : 03 - 5996 - 8511

<http://www.jja.or.jp/main.html>